

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から14年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から14年7月まで

私は、結婚により平成13年7月にA市に転居したところ、同市から国民年金保険料の納付書が送られてきた。

その後もA市から納付書が送られ、平成14年6月にB市に転居した後には同市からも納付書が送られてきたと思うが、いずれも納付書では国民年金保険料を納付しなかった。

B市に転居した直後の平成14年6月から同年8月頃に、自宅に社会保険事務所(当時)の職員だという男性が訪れ、その職員から、未納となっている国民年金保険料を納付するように言われ、「払わないでいると、時効で払いたくても払えなくなる。受け取る年金の額に影響する。」と説明された。

私は、納付書が送られてきていたのに国民年金保険料を納付していなかったため、ついに担当者がやって来て納付督促されたと思い、転居費用の支払いなどのため、貯金から用意しておいた現金が手元に何十万円かあったので、その中から提示された金額の保険料を職員に納付した。

その時、全て一万円札で支払ったので、おつりと領収書を受け取ったが、納付した国民年金保険料の額ははっきり覚えておらず、その領収書も無くして持っていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成14年に自宅に来た社会保険事務所の国民年金保険料徴収員にまとめて納付したとしているところ、i) 保険料徴収員が戸別訪問により保険料を徴収する場合は、保険料を納付した者に国民年金保険料現金領収証書を必ず交付するため、申立人の居住地を管轄するC

年金事務所の同年度の同現金領収証書の控え（原符）を確認したが、申立人の原符は見つからなかったこと、ii) 同現金領収証書の交付以外の方法で保険料徴収員が保険料の徴収を行うことは考え難いこと、iii) 申立人宅を訪問したとする保険料徴収員が特定できないこと、iv) 同事務所管内において、保険料徴収員に納付した保険料が記録されていないなどの同様の申立て及び事例がこれまでに確認できないことから、申立人が当該期間の保険料を保険料徴収員に納付したものと認めるのは困難である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として提出した貯金通帳の出金欄に「年金」のメモ書きがあるものの、当該欄の金額は、申立期間の保険料額と大きく相違しており、当該金額のうち幾らを国民年金保険料として遣ったのか明確でなく、当該メモ書きが申立期間の保険料として納付した記録であると特定することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを証言できる者はおらず、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から平成4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から平成4年4月まで

私は申立期間において、数回、国民年金保険料と国民健康保険料を分割で納付する申出をA市B区役所で行い、その際に同区役所で国民年金保険料を納付した記憶がある。

また、申立期間の国民年金保険料のほとんどは、私の元妻が納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、申立人の元妻が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和58年1月11日に遡って、63年12月頃夫婦連番で払い出されたものと推認でき、同手帳記号番号が払い出された時点で、58年1月から61年10月までの国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料と国民健康保険料の分割納付をA市B区役所に申し出て、その際に同区役所で国民年金保険料を納付したと述べているところ、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となる昭和61年11月から63年3月までの保険料は、同区役所で収納できないことから、保険料を納付したものとは考え難い。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、昭和63年4月から平成4年4月までの国民年金保険料は、オンライン記録と同じく未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるとする申立人の元妻に、当該期間当時の保険料の納付状況について聴取できず、申立人の保険料納付に係る記憶も曖昧であることから、当該期間における保険料

納付について具体的な状況が不明である上、申立人の元妻に係る当該期間の保険料も未納となっている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から同年7月までの期間及び59年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から同年7月まで
② 昭和59年8月

私は、昭和58年2月に会社を退職後、A市内の社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職直後の昭和58年4月頃に国民年金の加入手続をA市内の社会保険事務所で行ったとすると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、B社会保険事務所（当時）において、平成3年6月頃に払い出されたものと推認できることから、加入時点で申立期間の保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録により、申立期間①及び②の国民年金被保険者資格は、いずれも平成3年10月1日に遡って記録が追加されたものであることが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であり国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 12 月まで

申立期間は、A町にあったB社に季節労働者として勤務し、C施設の建設現場でD業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 46 年 5 月 17 日から同年 12 月 29 日までの期間及び 47 年 5 月 2 日から同年 12 月 30 日までの期間においてB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は昭和 49 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の代表取締役は既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本の記録により、当時の役員に照会したものの、「B社の事務処理については分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用等について確認することができない。

また、申立人が当該事業所において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 4 人に照会し、2 人から回答が得られたところ、いずれも「私はB社では正社員として勤務していたが、季節労働者に対する厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 28 人に照会したところ、回答が得られた 10 人のうち申立人と同様に現場でD業務に従事していたとする 5 人は、いずれも「私はB社で

は正社員として勤務していたが、申立人については記憶がない。また、季節労働者に対する厚生年金保険の適用状況についても分からない。」と供述しており、いずれの者からも当該事業所が季節雇用のD業務に従事する者について、厚生年金保険に加入させていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、被保険者原票には申立人の名前は無く、同原票の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、当該事業所は、昭和46年6月1日にE厚生年金基金に加入していることから、F連合会に対し申立人の加入記録を照会したところ、同連合会は、申立人の加入記録は無い旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入するとともに、同保険料については申請により免除されていることが確認できる。

なお、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和44年5月19日から同年11月30日までの期間、45年6月1日から同年7月11日までの期間及び同年7月16日から同年12月16日までの期間において、当該事業所とは別の事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 21 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、同社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び当時の事業主の供述から、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の事業主は、「申立人の退職日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として誤った届出をし、退職した月である平成 21 年 3 月分の厚生年金保険料を給与から控除しなかった。」と回答している。

また、当時の事業主の供述及び申立人から提出された給与明細書によると、当該事業所の厚生年金保険料は翌月控除であったことが確認できるところ、当時の事業主から提出された申立人に係る平成 21 年 4 月 10 日支給(同年 3 月分)の給与明細書及び B 市が保管する申立人に係る「21 年退職所得・給与所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4232 (事案 2290、3136 及び 4062 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月頃から 36 年 11 月頃まで
② 昭和 39 年 12 月頃から 42 年 11 月頃まで

申立期間①は、A所有のB丸に乗船していたが、船員保険の加入記録が無いのはおかしいので、船員保険の加入記録を訂正してほしいと、これまで3度申立てを行ったが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとの通知をもらった。今回、自身の記憶を整理し、前回までの申立期間を変更した上で、再度申し立てる。

申立期間②は、A所有のC丸に乗船していたが、船員保険の加入記録が無いのはおかしいので、船員保険の加入記録を訂正してほしい。

今回の申立てに当たり、当時のD職のEに証明書を書いてもらったので、両申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) 船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、申立期間①当時、B丸の船舶所有者であったことが確認できる者は既に死亡していることが確認できることから、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 申立人がB丸の船長であったとする者に照会したものの、申立人が申立期間①において同船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iii) オンライン記録により、申立期間①当時、同船舶において船員保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、所在が確認できた11人(前述の申立人が船長であったとする者を除く。)に照会したところ、回答が得られた8人のうち4人は、「申立人を知らない。」と述べているほか、申立人を記憶していると供述する残りの4人からも、申立人が申立期間①において同

船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iv) 同船舶に係る申立期間①の船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、一方、被保険者証番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難いこと、v) 申立人は、同船舶のD職であった者のEが作成した「船員保険加入証明書」を提出し、「証明書があるので、申立期間①について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張するが、当該証明書においては、申立人が申立期間①において同船舶に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、当該証明書の作成者に照会したところ、「申立人から要請されたので証明書を作成したが、私は当時中学生であったことから、申立人が申立期間①当時、B丸に乗船していたかどうかや、船員保険に加入していたかどうかは分からないため、そのことは書いていないはずである。父は、船員保険に加入させなければならない時には間違いなく加入手続を行ったはずなので、加入記録が無いとすれば、乗船していなかったか、又は乗船していたのが他の船舶であったとしか考えられない。当時を知る者に聞いてみたものの、申立人が同船舶に乗船していたことを誰も記憶していなかった。」と供述しており、申立人が申立期間①において同船舶に乗船し、船員保険に加入していたことを裏付ける資料や供述は得られなかったこと、vi) 申立人が、「当時、船員保険料を、D職に現金で届けていた。」と主張するところ、申立人が同船舶の船長であったとする者及び船員保険被保険者名簿により、申立期間①前後に同船舶所有者の船舶において船員保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人の合計7人に再度照会したところ、船員保険料の控除方式について供述が得られた3人は、いずれも「当時、船員保険料は給与から控除されており、同保険料を会計担当者に現金で届けることはなかった。」と供述していることから、当該主張は不自然であること、vii) 申立人は、C丸で一緒に乗船していた二人が作成した証明書を提出し、「証明書があるので、申立期間①について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張するが、当該証明書においては、申立人が申立期間①においてB丸に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、当該証明書の作成者二人に照会したところ、C丸で船長であった者は、「C丸の海員名簿を参考にして証明書を作成したが、B丸の資料が存在せず、詳しいことは不明であり、申立期間①について申立人がB丸に乗船していた記憶はない。」と供述しており、他の一人は、「申立人から要請されたので証明書を作成したが、申立期間①について申立人がB丸に乗船していた記憶はない。」と供述していること、viii) 申立人が、「BとC丸は同じ船である。」と主張するところ、前述のC丸の船長であった者は、「B丸とC丸は所有者が同じであるが、B丸はC丸の旧船である。」と供述していることから、当該主張も不自然であることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月2日付け、同年12月17日付け及び23年8月

12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として上記の当該船舶のD職であった者のEが作成した「証明書」を提出し、「証明書があるので、申立期間①について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているが、当該証明書においては、申立人が申立期間①において同船舶に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無いことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、申立期間②当時、C丸の船舶所有者であったことが確認できる者は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

また、上記のC丸の船長であった者は、「昭和43年11月18日から44年3月10日までの期間、申立人はC丸に乗船していたが、このほかに乗船していた記憶はない。」と供述している上、同人から提供された「C丸の海員名簿」によると、申立人の同船舶における雇入期間は昭和43年11月18日から44年3月10日までの期間であることが記載されており、これは、申立人の同船舶における船員保険被保険者記録とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、上記のB丸のD職であった者のEが作成した「証明書」においては、申立人が申立期間②においてC丸に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、上記の申立人を記憶していると供述する4人からも、申立人が申立期間②において同船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、当該船舶の船員保険被保険者名簿には、申立人が申立期間②において、船員保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿において被保険者証番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月4日から34年4月22日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人が申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和34年6月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の生年月日は、事業所を退職した約1か月後の昭和34年5月11日に訂正されており、申立期間の脱退手当金が前述のとおり同年6月29日に支給決定されていることを踏まえ、脱退手当金の請求に併せて生年月日の訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は、前述のとおり昭和34年6月29日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、50年7月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 6 日から 38 年 7 月 28 日まで
② 昭和 38 年 8 月 5 日から 39 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②については脱退手当金が支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を受け取った記憶はないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえしない。

また、申立人は、申立期間前の3年を超える厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受給していること、及び申立期間②における事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和 39 年 9 月 1 日）した後、昭和 54 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となるまで公的年金に加入していないことから、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえしない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。